三、特殊組合ノ存廃ニ関スル件

四、メーデー運動ノ件

尚右ニ就テハ組合中ノ一部ト総同盟ノ干渉ヲ取止メ但大阪市ノメーデーニ参加

セサルコト

五、運動方針ノ件

六、会則改正ニ関スル件

七、役員改選ノ件

財團法人 協調會

事務主任

1,343

七月十日

労働組合 組合ニ関スル件

和歌山製材所労働組合ハ罷業財界不況ニ依ル組合労働者

ノ賃銀引下ノ為メ組合トシテノ活動十分ナラサルニ付郡内ニ於テ再組織

[illegible]ヘラ西[illegible]来月九日組合ヲ解散シ其ノ組合員

二十九名ナリ上記組合ノ関係者ハ十時散会セルモ其ノ概況左ノ通

記

一、開会

八[illegible]以テ従来当市ニ(和歌山市)於ケル労働組合運動状

況ハ一時非常ナル発達ヲ遂ケ諸争議ニ於テ成果ヲ挙ケタルモ其

ノ後不況ニ依ル諸般ノ情況ハ表現シ今ヤ労働運動上一

トシテ見ルヘキモノ無キ状態ナルヲ以テ此際我組合ハ益々一段

協力ヲ大ニシ組合ノ増大ヲ図ラントスル旨ヲ述ヘ次ニ大矢